

指定統計調査の承認等の状況

(平成20年5月分)

平成20年6月9日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
自動車輸送統計調査 (7条2項)	国土交通大臣	承認事項の変更 自動車輸送統計調査のうち特別積合せトラック調査について、規制緩和(営業区域規制の廃止)に伴い一般貨物自動車運送事業でも特別積合せ貨物運送が可能となったため、特別積合せトラック調査のみを区分して把握する必要性が乏しく、報告者負担も大きいものであったことから、平成17年、18年及び19年調査に引き続き、20年調査を休止する。	20.5.30

2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
(該当なし)			

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。